

○岩泉町空き家利活用促進事業補助金交付要綱

平成31年3月14日

告示第20号

(趣旨)

第1条 この告示は、岩泉町空き家・空き地バンク事業実施要綱（平成29年岩泉町告示第43号）第4条第2項の規定に基づき登録した空き家にある家財道具等の処分及び運搬等（以下「片付け」という。）をする費用に対し、予算の範囲内で、岩泉町補助金交付規則（昭和38年岩泉町規則第7号）及びこの告示の規定に基づき、岩泉町空き家利活用促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 空き家・空き地バンクに登録した空き家（以下「空き家」という。）をいう。
- (2) 所有者 空き家を所有している者をいう。
- (3) 家財道具等 空き家に使用されずに放置された状態の電化製品、家具、食器、生活雑貨及びその家財道具をいう。
- (4) 協力代行者 片付けの作業に協力又はその作業を代行する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、所有者とする。

2 前項の規定にかかわらず、対象者及び対象者と生計を同一とする者が町税、保険料、使用料等で町長が定めるものを1年以上滞納しているときは、対象者としなない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) ごみ収集及び運搬費
- (2) 一般廃棄物処理費
- (3) 特定家庭用機器リサイクル料金
- (4) 遺品整理作業費
- (5) ハウスクリーニング、排水管清掃等の費用

(6) 協力代行者に委託して家財道具等を処分するための費用

(7) その他町長が必要と認めたもの

2 空き家の片付けを行う業者は、町内に事務所、事業所を有する法人及び個人事業所に限るものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条第1項の交付対象となる経費の額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、10万円を限度とする。

2 補助金は、同一の空き家について1回に限り交付する。

3 補助金の支給は、毎年予算の範囲内で決定するものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、岩泉町空き家利活用促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 岩泉町空き家利活用促進事業計画書(様式第2号)

(2) 岩泉町空き家利活用促進事業収支予算書(様式第3号)

(3) 見積書

(4) 現況写真

(5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、岩泉町空き家利活用促進事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、同条の規定による交付の決定を受けた後において当該決定を受けた内容の変更、中止又は廃止をしようとするときは、岩泉町空き家利活用促進事業補助金変更等承認申請書(様式第5号)を町長に提出し、その承認を得なければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、当該申請の内容が適当であると認めたときは、岩泉町空き家利活用促進事業補助金変更承認通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助事業が終了したときは、岩泉町空き家利活用促進事業補助金実績報告書（様式第7号）により補助事業の終了した日から起算して20日を経過する日までに、町長に報告しなければならない。ただし、町長が、特に必要であり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることができる。

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条の実績報告があった場合は、当該実績報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該補助事業の実績が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、岩泉町空き家利活用促進事業補助金確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、岩泉町空き家利活用促進事業補助金交付請求書（様式第9号）により町長に請求しなければならない。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- （1） 家財道具等を処分した者が、空き家・空き地バンクに登録した日から2年を経過する前に空き家・空き地バンクの登録を取り消したとき。
- （2） 偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- （3） 補助金を当該補助金の目的以外に使用したとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定の取消し等を行った場合には、その旨を岩泉町空き家利活用促進事業補助金交付決定取消（変更）通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

岩泉町長 様

住所
申請者 氏名 ㊟
連絡先

岩泉町空き家利活用促進事業補助金交付申請書

岩泉町空き家利活用促進事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり、申請者及び申請者と生計を同一とする者の町税、保険料、使用料等で町長が定めるものの納付状況に関する情報を公簿等により確認することに同意します。

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 添付書類
 - (1) 岩泉町空き家利活用促進事業計画書（様式第 2 号）
 - (2) 岩泉町空き家利活用促進事業収支予算書（様式第 3 号）
 - (3) 見積書
 - (4) 現況写真
 - (5) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

岩泉町空き家利活用促進事業計画書

1 事業の内容

| | |
|--------|---------------------------------|
| 空き家所在地 | 岩泉町 |
| 補助対象経費 | ○ごみ収集及び運搬費 円 |
| | ○一般廃棄物処理費 円 |
| | ○特定家庭用機器リサイクル料 円 |
| | ○遺品整理作業費 円 |
| | ○ハウスクリーニング、排水管清掃等の費用 円 |
| | ○協力代行者に委託して家財道具等を処分するための費用 円 |
| | ○その他（ ） 円 |
| | 合計 円 |

2 事業期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第3号（第6条関係）

岩泉町空き家利活用促進事業収支予算書

1 収入

| 科目 | 金額(円) | 備考 |
|----|-------|----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 合計 | | |

2 支出

| 科目 | 金額(円) | 備考 |
|----|-------|----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 合計 | | |

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

岩泉町長

印

岩泉町空き家利活用促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありましたこのことについて、岩泉町空き家利活用促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり条件を付して決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助金交付要件

奨励金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、すでに交付した奨励金の全部又は一部を返還させることがあります。

- （1） 岩泉町空き家利活用促進事業により家財道具等を処分した空き家は、2年間は空き家・空き地バンクに登録の上、その利用目的以外に使用しません。
- （2） 補助金の交付決定に際し、偽りその他不正な行為があったとき。

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

岩泉町長 様

住所
申請者 氏名 ㊟
連絡先

岩泉町空き家利活用促進事業補助金変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知のあった岩泉町空き家利活用促進事業について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、承認を申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容
- 3 添付書類（事業の変更の場合で該当する書類）
 - （1）岩泉町空き家利活用促進事業収支予算書（様式第3号）
 - （2）見積書
 - （3）その他町長が必要と認める書類

様式第6号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

岩泉町長 印

岩泉町空き家利活用促進事業補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありました岩泉町空き家利活用促進事業の変更（中止・廃止）について、次のとおり承認します。

記

1 変更を承認する内容

2 変更後の補助金の額 円

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

岩泉町長 様

住所
申請者 氏名 印
連絡先

岩泉町空き家利活用促進事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた事業は、次のとおり
完了したので報告します。

- 1 事業の着手年月日 年 月 日
- 2 事業の完了年月日 年 月 日
- 3 事業に要した金額 円
- 4 添付書類
 - (1) 完成後の写真等
 - (2) 費用の支払を証明する種類

様式第8号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

岩泉町長 印

岩泉町空き家活用促進事業補助金確定通知書

年 月 日付けで報告のありました岩泉町空き家活用促進事業について、
次のとおりその額を確定したので、通知します。

金 円

様式第9号（第11条関係）

年 月 日

岩泉町長 様

（請求者）住所

氏名



岩泉町空き家利活用促進事業補助金交付請求書

年 月 日付け岩泉町指令 第 号で交付決定の通知のあった岩泉町空き家利活用促進事業補助金について、岩泉町空き家利活用促進事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり奨励金の交付を請求します。

記

請求金額 _____ 円

| | | | |
|-------------|--------|------|-----|
| 振込先 金融機関 | 銀行 | | 本店 |
| | 信用金庫 | | 本所 |
| | 労働金庫 | | 支店 |
| | 信用組合 | | 支所 |
| | 農業協同組合 | | 出張所 |
| 預金種目 | 普通・当座 | 口座番号 | |
| フリガナ | | | |
| 口座名義人 | | | |

様式第10号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

岩泉町長

印

岩泉町空き家利活用促進事業補助金交付決定取消（変更）通知書

年 月 日付で補助金交付を決定した事業について、下記の理由によりその決定を取消し（変更）したので通知します。

記

1 交付決定取消し（変更）の理由

2 交付決定取消し（変更）の内容

| | 交付決定した内容 | 取消し（変更）となる内容 |
|---------|----------|--------------|
| 補助事業の内容 | | |
| 補助金の額 | 円 | 円 |